

平成29年度2号認定月額利用者負担<保育部>

階層区分		2号認定(3歳以上児)			
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円	
B	A階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	非課税	ひとり親等世帯(※)	0円	0円
			その他世帯	2,000円 (1,000)	1,900円 (900)
C1	均等割の額のみ		6,400円 (3,200)	6,300円 (3,100)	
C2	10,000円未満		8,500円 (4,200)	8,400円 (4,200)	
C3	10,000円以上 48,600円未満		10,000円 (5,000)	9,800円 (4,900)	
C4	48,600円以上 57,300円未満		11,500円 (5,700)	11,300円 (5,600)	
C5	57,300円以上 67,500円未満		14,000円 (7,000)	13,800円 (6,900)	
C6	67,500円以上 77,700円未満		16,000円 (8,000)	15,700円 (7,800)	
C7	77,700円以上 87,900円未満		19,000円 (9,500)	18,700円 (9,300)	
C8	87,900円以上 97,000円未満		22,000円 (11,000)	21,600円 (10,800)	
C9	97,000円以上 123,300円未満		24,000円 (12,000)	23,600円 (11,800)	
C10	123,300円以上		25,000円	24,600円	
	148,500円未満		(12,500)	(12,300)	
C11	148,500円以上		26,500円	26,000円	
	169,000円未満		(13,200)	(13,000)	
C12	169,000円以上		27,500円	27,000円	
	224,400円未満		(13,700)	(13,500)	
C13	224,400円以上		28,500円	28,000円	
	266,200円未満		(14,200)	(14,000)	
C14	266,200円以上		29,000円	28,500円	
	301,000円未満		(14,500)	(14,200)	
C15	301,000円以上		30,000円	29,500円	
	349,000円未満		(15,000)	(14,700)	
C16	349,000円以上		31,000円	30,500円	
	397,000円未満		(15,500)	(15,200)	
C17	397,000円以上		32,000円 (16,000)	31,500円 (15,700)	

※ひとり親等世帯とは次の世帯です。

- ・ひとり親世帯(寡婦(夫)控除のみなし適用を受けているひとり親世帯を含む。)
- ・次の在宅障がい者(児)のいる世帯(手帳等の写しの提出が必要となります。)

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金等の受給者

備考

- 1 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- 2 C5(所得割額の区分が57,700円以上に限る。)～C15に該当する世帯については、同一世帯から就学前児童が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目は半額(100円未満は切り捨て)、3人目以降は無料となります。
- 3 B～C5(所得割額の区分が57,700円未満に限る。)に該当する世帯(ひとり親等世帯を除く。)については、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目は半額(100円未満は切り捨て)、3人目以降は無料となります。
別居の子などで生計を一にしている子がいる場合には別途届出が必要です。
- 4 C1～C6(所得割の区分が77,101円未満に限る。)に該当するひとり親等世帯においては、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、年齢の高い児童から1人目を半額とし、2人目以降は無料となります。
別居の子などで生計を一にしている子がいる場合には別途届出が必要です。
- 5 婚姻歴のない(未婚)ひとり親家庭に対しては、寡婦(夫)控除のみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、申請が必要になりますのでお問い合わせください。
- 6 この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。)

平成29年度3号認定月額利用者負担<保育部>

階層区分		3号認定 (3歳未満児)	
		保育短時間	
A	生活保護法による被保護世帯		0円
B	A階層を除き市町村 住民税の額の区分 が次の区分に該当 する世帯	非課税	ひとり親等世帯(※) 0円
		税	その他世帯 2,900円 (1,400)
C1	均等割の額のみ		9,100円 (4,500)
C2	10,000円未満		11,200円 (5,600)
C3	10,000円以上 48,600円未満		12,800円 (6,400)
C4	48,600円以上 57,300円未満		15,700円 (7,800)
C5	57,300円以上 67,500円未満		18,200円 (9,100)
C6	67,500円以上 77,700円未満		21,100円 (10,500)
C7	77,700円以上 87,900円未満		25,100円 (12,500)
C8	87,900円以上 97,000円未満		29,000円 (14,500)
C9	97,000円以上 123,300円未満		31,900円 (15,900)
C10	123,300円以上 148,500円未満		35,400円 (17,700)
C11	148,500円以上 169,000円未満		39,300円 (19,600)
C12	169,000円以上 224,400円未満		43,300円 (21,600)
C13	224,400円以上 266,200円未満		47,200円 (23,600)
C14	266,200円以上 301,000円未満		51,100円 (25,500)
C15	301,000円以上 349,000円未満		55,000円 (27,500)
C16	349,000円以上 397,000円未満		59,000円 (29,500)
C17	397,000円以上		62,900円 (31,400)

備考

- 7 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- 8 C5(所得割額の区分が57,700円以上に限る。)～C15に該当する世帯については、同一世帯から就学前児童が、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目は半額(100円未満は切り捨て)、3人目以降は無料となります。
- 9 B～C5(所得割額の区分が57,700円未満に限る。)に該当する世帯(ひとり親等世帯を除く。)については、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、年齢の高い児童から1人目は上記の金額、2人目は半額(100円未満は切り捨て)、3人目以降は無料となります。
別居の子などで生計を一にしている子がいる場合には別途届出が必要です。
- 10 C1～C6(所得割の区分が77,101円未満に限る。)に該当するひとり親等世帯においては、保護者と生計を一にする子を算定対象人数に含め、年齢の高い児童から1人目を半額とし、2人目以降は無料となります。
別居の子などで生計を一にしている子がいる場合には別途届出が必要です。
- 11 婚姻歴のない(未婚)ひとり親家庭に対しては、寡婦(夫)控除をみなし適用して算定することで、保育料が減額になる場合があります。該当する方は、申請が必要になりますのでお問い合わせください。
- 12 この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。)